

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限 … 10月16日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限 … 10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 10月10日
- 4 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限 … 10月31日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 7 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 …（半期分）
申告期限 … 10月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日

中央税務会計事務所二二ユース

《通信欄》公計事務所の仕入は知識勉強なので毎日、毎月勉強会を職員主導で行っています。NGAに数回が積務・会計・経営と異なる勉強会をしようとするときだけはジャンルを問わず様々な内容を学んでいます。例えば、前回は片付の先生を呼んで整理整頓を学び、前回回は健康を考えようと鍼灸師を呼んで針治療を体験しました。狙いは職員全員で何かを取り組む「一日」を作る為です。正社員もパートも先輩も後輩もなく連帯感・心を高める。そんな期待を込めています。今回は何をしようか思い悩んでいたら職員の提案で大掃除をする事になりました。枝の伐採から雑草抜き、本棚の整理他つなぐでやったらゴミ袋30袋以上。畳の畳近くの本の処分、私も陸運局で車の右儀変更と20台行きました。慣れない事で普段と異なる汗まかしました。みなさんで取り組むと清々しく、二足早い秋の運動会となりました。（中島）

平成29年度税制改正にみる

国税犯則調査手続の見直し

経済活動のICT化・多様性に対応

国税庁が6月に公表した平成28年度の「査察の概要」によると、昨年度の全国の国税局が査察で摘発した脱税事件は前年度より12件多い193件、また、脱税総額は前年度を約16%上回る約161億円となったことが明らかとなりました。

近年では、査察における1件当たりの大型事案は減少傾向にあります。ITを駆使した悪質な脱税や国外取引を利用した不正な税逃れなどが今後増えていくとみられています。

このような犯則事件を取り巻く環境の変化に対応するため、平成29年度税制改正において、国税犯則の調査手続に係る規定の改正行われ、査察調査の権限が強化されることとなりました。そこで今号では、大幅に改正された「国税犯則調査手続」の主な概要についてふれてみました。

■改正の背景

現在、わが国では、納税者自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて正しい申告・納税をする「申告納税制度」が採用されています。

申告納税制度を公正・円滑に運営していくために「税務調査」が行われますが、この一般の税務調査は原

則として納税者の同意を基本とした、いわゆる「任意調査」となっています。

しかし、故意に不正な手段で大口・悪質な脱税をした者に対しては、社会的責任を追及するために、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められています。このようなケースでは、任意調査だけでは

はその実態を把握することが困難なため、強制的権限を持つて犯罪捜査に進ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察庁に告発、公訴提起を求める「査察制度」があります。

この査察制度の具体的な手続や査察に係る権限等は「国税犯則取締法」いわゆる国税法（こっばんほう）に定められています。近年の経済活動のICT（情報通信技術）化・多様化の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境も急速に変化してきていることを踏まえ、大幅な見直しが行われました。

■主な改正の内容

国税法は昭和23年の改正以来、見直しがされておらず、今回は68年ぶりの改正となります。

今回の改正は、経済活動のICT化への対応については、平成23年に刑事訴訟法において措置された電磁的記録の証拠収集手続に準じ、証拠収集手続の整備が行われました。

また、経済活動の多様化への対応については、国税法と関税法の双方の調査手続の整合性が取れていることが望ましいと考えられていたことから、関税法に定める犯則調査手続にならない、調査手続の整備が行われました。

整備された調査手続の詳細につい

ては、次ページの表の通りですが、注目される改正項目には主に以下のようなものがあります。

電磁的記録の差押え

インターネットの普及により、電子メールでの業務連絡や電子データの外部サーバーでの保管など、情報処理方法も高度化されてきました。このようなことから、現代の犯罪捜査ではパソコン等の電子機器やインターネット上のデータを捜索する必要があると見られます。そこで、刑事訴訟法では、パソコンや電磁的記録などを差し押さえたり、内容をコピーして押収等を行うことができるようになりました。

しかし、従前の国税法ではこのような規定がないため、例えば、脱税の指示に従業員にした場合、外部サーバーに保管されているメールのデータはパソコンを差し押さえても証拠収集ができませんでした。

また、データ提供については、所持者等から任意に提供してもらう以外に方法はなく、非協力的な場合は、この部分の調査を進めることが困難になるといった問題がありました。

そこで、今回の改正により、電磁的記録をCD-R等に複製・印刷・移転して差し押さえることを可能にすることや、差し押さえ等を受ける

者に対してパソコン操作などの協力を求めることができるといった調査手続の見直しが行われました。

臨検等の夜間執行

刑事訴訟法では、日没後の夜間でも令状にその旨の記載を裁判所がすることによって捜索・差し押さえ等を行うことができます。また、関税法においても、許可状に記載がある場合には、夜間でも強制調査を行うことが認められています。

しかし、従前の国犯法では「収税官吏は日没より日出までの間、臨検、捜索又は差押をすることを得ず」として夜間の調査を禁止しています。

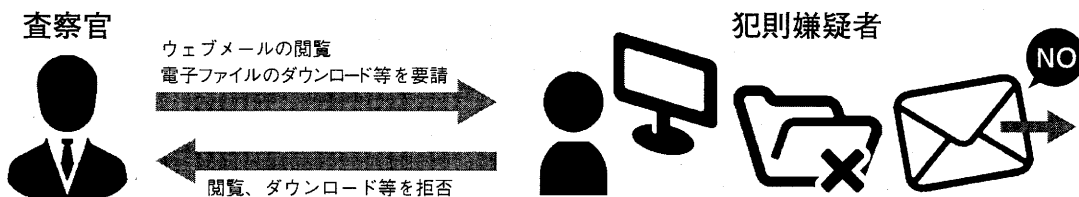
このようなことから、夜間の証拠隠滅の防止や関税法などその他の法律とのバランスを取る観点から、臨検等の夜間執行を可能とする見直しが行われました。

適用時期

この改正は、平成30年4月1日以後の国税犯則調査手続について適用されます。

また、これまでカタカナ表記だった規定を平仮名表記へと現代語化を行うとともに、「国税犯則取締法」は廃止され、「国税通則法」へ編入されます。

従前制度 プロバイダのサーバー上やクラウド上のデータ(ウェブメールや電子ファイル)を証拠として押収することが難しい



国税犯則調査手続の主な見直し

(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備	
①電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法	パソコン等の差押えに代えて、電磁的記録をCD-R等に複製・印刷・移転して、そのCD-R等を差押え可能に
②接続サーバー保管の自己作成データ等の差押え	外部のサーバー等に保管されている電磁的記録を差押え対象のパソコンに複製した上で、そのパソコンを差押え可能に
③記録命令付差押え	サーバーの管理者等に命じて電磁的記録をCD-R等に記録・印刷させ、そのCD-R等を差押え可能に
④差押え等を受ける者への協力要請	差押え等を受ける者に対し、パソコンの操作その他の必要な協力を求めることが可能に
⑤通信履歴の電磁的記録の保全要請	プロバイダ等に対し、通信履歴の電磁的記録について30日(特に必要があって延長する場合は通じて60日)を超えない期間を定めて消去しないよう求めることが可能に
(2) 関税法に定める犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備	
①遺留物の検査・領置	犯則嫌疑者が置き去った物件(遺留物)を検査し、又は領置することが可能に
②郵便物等の差押え	許可状の交付を受けて、通信事務取扱者が保管等をする郵便物等の差押えが可能に
③臨検等の夜間執行	許可状に夜間執行できる旨の記載がある場合は、日没後においても臨検等の開始が可能に
④領置・差押物件を還付できない場合の手続	領置・差押物件の所有者が所在不明等の事由により、その物件の還付ができない場合は、その旨を公告し、6月経過しても還付請求がない場合は、その物件は国庫に帰属する
⑤管轄区域外における職務執行	犯則事件を調査するために必要があるときは、所属する国税局又は税務署の管轄区域外においても、職務執行が可能に